



令和4年12月20日

鏡石町議会議長 古川 文雄 様

鏡石町議会議員政治倫理審査会会長 門 脇 真

審査結果報告書

令和4年11月14日付けで諮問要請があった事項について、審査を行いましたので、鏡石町議会基本条例第12条6項に基づき、本報告書を提出して報告いたします。

- 1 審査請求の対象となる議員の氏名
渡辺 定己 議員
- 2 審査対象となる事由の該当条項
鏡石町議会基本条例第7条第1号
(町民の代表者として、その品位又は名誉を損なう行為を禁止し、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。)
- 3 審査請求の対象となる内容
渡辺定己元議員の込山靖子議員に対する行為が、セクシャルハラスメント行為、パワーハラスメント行為及び公然と著しく侮辱する行為などとして鏡石町議会基本条例第7条第1号に違反するか否か。
- 4 審査の結果
別紙のとおり

別紙

審査の結果

1 審査の経過

本件審査請求においては審査の対象となる事由が複数挙げられているところ、これらについて、当該審査請求の適否及び鏡石町議会基本条例（以下「条例」という）第7条第1号に違反する行為の存否について、公平かつ慎重に審査を行った。

審査の経過及び内容は、次のとおりである。

(1) 第1回審査会 令和4年11月14日（月）

会長及び副会長を選出した後、審査請求の内容を検討し、審査の参考とするため、次のことを確認した。

- ア 審査請求の対象となる議員（なお、本件審査会設置時には辞任している。以下「審査対象議員」という）に対して、本件審査請求に対する説明及び資料の提出を求めるとともに、本件審査請求に関する質疑、釈明のために次回審査会への出席を依頼する。
- イ 審査請求代表者であり、かつ、本件審査請求の対象となる行為の相手方とされている議員（以下「審査請求代表者」という）に対し、本件審査請求の対象となる事由を証する客観的資料の提出を追加で求める。
- ウ 審査の対象となる事由のうち、鏡石町議会の委員会活動中の行為に関し、当該委員会に出席ないし同席していた総務課職員1名及び委員1名に対し、審査の参考にするために次回審査会への出席を依頼する。

(2) 第2回審査会 令和4年11月29日（火）

上記(1)アの結果、審査対象議員から審査会に対する書面による説明及び資料提出がないことを確認した。また、審査対象議員は第2回審査会に出席しなかった。

上記(1)イの結果、審査請求代表者から提出された資料を確認した。

上記(1)ウの結果、総務課職員1名及び委員1名が審査会に出席し、事実関係を聴取した。

以上の結果をふまえて、委員会で、当該審査請求の適否及び条例第7条第1号に違反する行為の存否について協議した。

その後、各委員の意見を取りまとめ、次回審査会までに、審査結果（素案）を各委員で確認することとした。

(3) 第3回審査会 令和4年12月20日(火)

審査結果報告書の最終確認を行い、議長に報告することについて、承認を得た。

2 審査の前提

本件審査請求は、令和4年8月19日付でなされたが、その後、同月23日付で審査対象議員が辞職した。そして、審査請求の根拠となる条例9条には「政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは」と規定されていることから、審査対象議員が辞職した後に、当該審査対象議員の行為について審査会(条例第10条)を設置して審査しうるかが問題となりうる。

この点、条例は、前文において「公正で透明、開かれた議会を構築するため」基本事項を定めること、条例を遵守、実践することで「町民から信頼され、存在感のある議会」となるよう努力することを規定し、第1条において「議会及び議員の活動の活性化と充実」及び「町政の情報公開と町民参加を基本としたまちづくりの実現に寄与すること」を目的とし、第3条第1号において、議会は「公正性、透明性等を確保し、町民に開かれた議会を目指す」とし、第16条第1項及び第2項において、議長は、審査会からの報告を受けたときには、審査請求の代表者に対して審査結果を通知するものとし、また、議長は審査結果を公表しなければならないとしている。

このような条例の趣旨目的、各規定からすれば、審査会の使命は、対象となる議員の行動が適正なものであるかどうかを判断し、それを明らかにすることによって広く議員の資質向上を図り、ひいて鏡石町民から信頼される公正で透明、開かれた議会を実現する点にあると考えられる。

したがって、審査請求の対象となる行為が当時現職の議員の行為であれば、広く議員の資質向上のために、その行動が適正なものであるかどうかを判断する必要があるといえ、審査対象議員が審査請求後に議員辞職したことをもって、直ちに審査会を設置すること及び審査することが不可能になるものではないと解する。

3 審査の結果

(1) 審査請求の適否及び条例第7条第1号に違反する行為の存否

本件審査請求の対象とされる行為のうち、委員会の会議中に、審査対象議員が審査請求代表者に依頼して、審査対象議員の足に湿布を貼ってもらった行為は、審査会の調査によって認定することができる。

そして、特段やむを得ない事情も認められない本件当時の状況をふまえる

と、当該行為は、議案等の審査等（条例第4条）を責務とする委員会活動中における町民の代表者としてふさわしい活動（条例第5条第2項）とはいえず、町民の代表者としての品位を損なう行為であり、また、議員の職責を適正に務めていないものとして、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為にあたり、条例第7条第1号に違反するとの結論に至った。

なお、本件審査請求の対象とされる行為のうち、審査対象議員個人の行為とはいえない行為（本件会派議員研修地の選定）及び当事者間の金銭請求の当否を求めることに他ならない行為については審査不適と結論に至った。

また、その他の行為については審査会の調査によっても真偽不明であり、その存否について判断できないとの結論に至った。

(2) 勧告等について

条例12条第5項において、審査会は、審査対象議員に対して、所定の要件のもと、議員辞職等の勧告をすることができる旨規定されているが、本件では既に審査対象議員が辞職していることから、同条項の要件の該当性の検討までは行わない。

もともと、上記2のとおり、審査会の使命は、対象となる議員の行動が適正なものであるかどうかを判断し、それを明らかにすることにより広く議員の資質向上を図り、ひいて鏡石町民から信頼される公正で透明、開かれた議会を実現する点にあると考えられるため、以下の点を審査会から付言する。

上記(1)で認定された行為について、審査対象議員による休議の申し入れや議員相互の指摘などによって回避できず、本件審査請求に至ってしまったことは誠に残念である。町議会議員においては、今回の事案を契機に、条例によって、議員の活動原則（第5条）、政治倫理基準（第7条）が定められていること、また、合議制の機関としての議会の活動原則（第3条）、委員会の職責（第4条）が定められていることの意義を再認識し、議員の不断の研鑽によって、鏡石町民から信頼される、鏡石町の代表者としてふさわしい活動をしていただきたい。

以上